

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（合衆国軍隊への引渡し等の証明）</p> <p>8-1 令第4条第2項の規定による証明書の提出については、前記6-3(2)の「軍納物品輸出入申告書」（輸入許可書として交付したもの）の裏面の第三部に合衆国軍隊の権限ある官憲による所要事項の記載及び記名を受けたものを提出させる。</p>	<p>第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（合衆国軍隊への引渡し等の証明）</p> <p>8-1 令第4条第2項《合衆国軍隊への引渡証明書の提出先》の規定による証明書の提出については、前記6-3（関税免除物品の輸入手続）の(2)の「軍納物品輸出入申告書」（輸入許可書として交付したもの）の裏面の第三部に合衆国軍隊の権限ある官憲による所要事項の記入及び署名を受けたものを提出させる。</p>
<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>（管理者変更の場合の通知手続）</p> <p>7-2 免税コンテナー等の管理者が変更になった場合における法第7条の通知については、次による。</p> <p>(1) 及び(2)（省略）</p> <p>(3) 変更後の管理者は、上記(2)により送達を受けた通知書のうち1通に記名し、受領書として変更前の管理者に返付する。</p> <p>(4)（省略）</p>	<p>第4章 コンテナー特例法関係</p> <p>第1節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>（管理者変更の場合の通知手続）</p> <p>7-2 免税コンテナー等の管理者が変更になった場合における法第7条の通知については、次による。</p> <p>(1) 及び(2)（同左）</p> <p>(3) 変更後の管理者は、上記(2)により送達を受けた通知書のうち1通に記名の上押印又は署名をし、受領書として変更前の管理者に返付する。</p> <p>(4)（同左）</p>